



参議院の選挙に当選すると、いつから「議員」となるのでしょうか。議員の身分を取得すると、その日から様々な権利が発生します。例えば、不逮捕特権や、歳費受領権（任期が開始する月の歳費については日割計算により支給）、鉄道の特等乗車券（JRパス）や航空券引換証の利用などです。また、任期開始の日において有する資産等を報告する義務も生じます。このような議員の身分は任期開始をもって取得するものであり、それまでは当選人ということになります。そして、任期開始日をどの時点とするかは、選出方法や選挙期日によって異なっています。

3年ごとに参議院議員の半数を改選する選挙を通常選挙と呼びますが、通常選挙当選による任期は、前の通常選挙による参議院議員の任期満了の日の翌日から起算します（公職選挙法（以下「公選法」という。）第257条本文）。第23回通常選挙では、選挙執行が平成25年7月21日でしたが、任期開始は8日後の同月29日でした。これは、改選を迎えた第21回通常選挙当選議員の任期満了が、7月28日であったためです。

しかし、選挙期日が任期満了前であるとは限りません。通常選挙は、議員の任期が終わる日の前30日以内に行うとされていますが、この期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から23日以内にかかる場合においては、参議院閉会の日から24日以後30日以内に行うこととされています（公選法第32条）。そのため、改選議員の任期満了後に選挙が行われることがあります。この場合の任期は、通常選挙の期日から起算します（公選法第257条ただし書）。

例えば、第19回通常選挙当選議員の任期満了は平成19年7月28日であったので、任期が終わる日の前30日以内の期間は、6月28日から7月27日でした。しかし、この年の通常国会（第166回国会）は、7月5日が会期終了の日であり、上述の期間が会期にかかることになったため、選挙が執行されるべき期間は、参議院閉会の日から24日以後30日以内である7月29日から8月4日までの間となりました。そのため、改選議員の任期満了後である7月29日に選挙が行われ、この日が任期開始日となりました。

一方、議員に欠員が生じたことにより、新たに任期を開始する議員については、公選法に任期開始日に関する明確な規定はなく、「前任者の残任期間在任する」とのみ定められています。実際には、選挙区選出議員の欠員により補欠選挙を経て当選した議員については、選挙期日から起算しています。比例代表選出議員の欠員による繰上補充の当選人は、選挙会において定められ、その後当選人の告示がなされますが、この告示の日から任期を開始するものとしています。なお、当選人には当選の旨の告知がされますが、衆議院議員などの参議院議員との兼職が禁じられている職に就いている場合は、選択期間が設けられており、告知を受けた日から5日以内に中央選挙管理会へその職を辞した旨の届出をしなければ、当選人の地位を失うこととなります（公選法第103条第2項）。

はなわ まい
(埴 真伊・庶務部議員課)